

議案第24号

臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和4年5月27日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

著作権法の一部改正に伴い、引用する法律の条文を改めるとともに、所要の改正を行うため、提案するものであります。

臨時代理の承認について

別紙のとおり臨時代理により処理したので報告し，承認を求める。

臨 時 代 理 に つ い て

著作権法の一部改正に伴い，調布市立図書館条例施行規則の一部を改正するため，次のとおり臨時代理により処理する。

令和 4 年 4 月 2 8 日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

調布市教育委員会規則第4号

調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

調布市立図書館条例施行規則（平成18年調布市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3号様式の1及び第3号様式の2を次のように改める。

図書館長あて

図書館資料複製申請書

下記事項を了承のうえ、資料の複製を申請します。

記

- 1 複製は、著作権法第31条及び調布市立図書館条例施行規則第11条に基づき行います。
- 2 複製できるものは、調布市立図書館所蔵の資料及び貸出館が複製を許可した借受資料です。
- 3 各著作物について、著作権法の範囲内で1人1部のみ複製できます。

	申請日	年 月 日
資料名	協力借受本	複製部分 (ページを記入してください)
		頁 ～ 頁
		頁 ～ 頁
		頁 ～ 頁
		頁 ～ 頁
		頁 ～ 頁

※借受資料複製の際は該当資料の「協力借受本」に○をつけてください。

申込時 確認	
-----------	--

_____ 切 取 線 _____

申請者名 _____ () _____

領収書が必要な場合には、次表も記入してください。

※ 宛名が申請者名と異なる場合は、申請者名脇 () 内に追記してください。

種別	数量	単価	金額
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
合計	枚		円

著作権法（図書館等における複製等）（抜粋）

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（次項において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

調布市立図書館条例施行規則（抜粋）

（図書館資料の複製）

第11条 図書館は、図書館を利用する者の求めに応じ、図書館資料（館長が指定するものを除く。）の複製物を提供することができる。

- 2 前項の複製物の提供を受けようとする者は、図書館資料複製申請書（第3号様式）により申請し、館長の承認を受けなければならない。

図書館長あて

図書館資料複製申請書
(国会図書館デジタル化資料送信サービス用)

著作権法に基づき、次のとおり資料の複製を申請します。

	申 請 日	年 月 日	
資 料 名	永続的識別子 ※書誌情報欄から転記	コマ番号	枚数
	info:ndljp/pid/	~	
* 著作権法の範囲内で複製受付します。複製は図書館員が行います。 * 提供は後日となります。 * 国会図書館からの請求により、切取線の上部を提出する場合があります。		計	枚
		金 額	円

----- 切 取 線 -----

申請者名 _____

利用カード番号 _____

連絡先 () _____

職員記入欄

受付者	確認者	連絡日	連絡者	提供日
		月 日		月 日

著作権法（図書館等における複製等）（抜粋）

第三十一条

3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、次に掲げる行為を行うことができる。

一 当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。

調布市立図書館条例施行規則（抜粋）

（図書館資料の複製）

第 11 条 図書館は、図書館を利用する者の求めに応じ、図書館資料（館長が指定するものを除く。）の複製物を提供することができる。

2 前項の複製物の提供を受けようとする者は、図書館資料複製申請書（第 3 号様式）により申請し、館長の承認を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市立図書館条例施行規則 平成18年2月24日教育委員会規則第11号</p> <p>改正</p> <p>平成18年12月20日教委規則第21号 平成19年2月23日教委規則第1号 平成19年7月27日教委規則第11号 平成20年2月22日教委規則第1号 平成21年8月28日教委規則第10号 平成24年7月27日教委規則第4号 平成25年2月4日教委規則第1号 平成28年3月25日教委規則第1号 平成29年10月30日教委規則第12号 平成31年3月25日教委規則第8号</p> <p>調布市立図書館条例施行規則 第1～12 略 (図書館資料の複製)</p> <p>第11条 図書館は、図書館を利用する者の求めに応じ、図書館資料（館長が指定するものを除く。）の複製物を提供することができる。</p> <p>2 前項の複製物の提供を受けようとする者は、図書館資料複製申請書（第3号様式）により申請し、館長の承認を受けなければならない。</p> <p><u>第3号様式の1（第11条関係）</u> <u>第3号様式の2（第11条関係）</u></p> <p>この規則は、令和4年5月1日から施行する。</p>	<p>○調布市立図書館条例施行規則 平成18年2月24日教育委員会規則第11号</p> <p>改正</p> <p>平成18年12月20日教委規則第21号 平成19年2月23日教委規則第1号 平成19年7月27日教委規則第11号 平成20年2月22日教委規則第1号 平成21年8月28日教委規則第10号 平成24年7月27日教委規則第4号 平成25年2月4日教委規則第1号 平成28年3月25日教委規則第1号 平成29年10月30日教委規則第12号 平成31年3月25日教委規則第8号</p> <p>調布市立図書館条例施行規則 第1～12 略 (図書館資料の複製)</p> <p>第11条 図書館は、図書館を利用する者の求めに応じ、図書館資料（館長が指定するものを除く。）の複製物を提供することができる。</p> <p>2 前項の複製物の提供を受けようとする者は、図書館資料複製申請書（第3号様式）により申請し、館長の承認を受けなければならない。</p> <p>第3号様式の1（第11条関係） 第3号様式の2（第11条関係）</p>

改正後

第3号様式の1（第11条関係）

(表)

図書館長 あて

図書館資料複製申請書

下記事項を了承のうえ、資料の複製を申請します。

記

- 複製は、著作権法第31条及び調布市立図書館条例施行規則第11条に基づき行います。
- 複製できるものは、調布市立図書館所蔵の資料及び貸出館が複製を許可した借受資料です。
- 各著作物について、**著作権法の範囲内で1人1部のみ複製**できます。

資料名	申請日	年 月 日	
	協力借受本	複製部分 (ページを記入してください)	
		頁 ~	頁
		頁 ~	頁
		頁 ~	頁
		頁 ~	頁
		頁 ~	頁

※借受資料複製の際は該当資料の「協力借受本」に○をつけてください。

申込時
確認

切取線

申請者名 _____ ()

領収書が必要な場合には、次表も記入してください

※ 宛名が申請者名と異なる場合は、申請者名脇 () 内に追記してください。

種別	数量	単価	金額
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
合計	枚		円

改正前

第3号様式の1（第11条関係）

(表)

図書館長 宛

図書館資料複製申請書

下記事項を了承の上、資料の複製を申請します。

記

- 複製は、著作権法第31条及び調布市立図書館条例施行規則第11条に基づき行います。
- 複製できるものは、調布市立図書館所蔵の資料及び貸出館が複製を許可した借受資料です。
- 各著作物について、**著作権法の範囲内で1人1部のみ複製**できます。

資料名	申請日	年 月 日	
	協力借受本	複製部分 (ページを記入してください)	
		頁 ~	頁
		頁 ~	頁
		頁 ~	頁
		頁 ~	頁
		頁 ~	頁

※借受資料複製の際は該当資料の「協力借受本」に○をつけて下さい。

申込時
確認

切取線

申請者名 _____ ()

領収書が必要な場合には、下も記入して下さい。

※ 宛名が申請者名と異なる場合は、申請者名脇 () 内に追記してください。

種別	数量	単価	金額
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
合計	枚		円

改正後
(裏)

著作権法 (図書館等における複製等) (抜粋)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(次項において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合

調布市立図書館条例施行規則 (抜粋)

(図書館資料の複製)

第11条 図書館は、図書館を利用する者の求めに応じ、図書館資料(館長が指定するものを除く。)の複製物を提供することができる。

- 2 前項の複製物の提供を受けようとする者は、図書館資料複製申請書(第3号様式)により申請し、館長の承認を受けなければならない。

改正前

(裏)

著作権法 (図書館等における複製) (抜粋)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合

調布市立図書館条例施行規則 (抜粋)

(図書館資料の複製)

第11条 図書館は、図書館を利用する者の求めに応じ、図書館資料(館長が指定するものを除く。)の複製物を提供することができる。

- 2 前項の複製物の提供を受けようとする者は、図書館資料複製申請書(第3号様式)により申請し、館長の承認を受けなければならない。

改正後

第3号様式の2 (第11条関係)

図書館長あて

図書館資料複製申請書
(国会図書館デジタル化資料送信サービス用)

著作権法に基づき、次のとおり資料の複製を申請します。

資料名	申請日	年 月 日	
	永続的識別子 ※書誌情報欄から転記	コマ番号	枚数
	info:ndljp/pid/	～	
* 著作権法の範囲内で複製受付します。複製は図書館員が行います。		計	枚
* 提供は後日となります。		金額	円
* 国会図書館からの請求により、切取線の上部を提出する場合があります。			

切取線

申請者名

利用カード番号

連絡先 ()

職員記入欄

受付者	確認者	連絡日	連絡者	提供日
		月 日		月 日

改正前

第3号様式の2 (第11条関係)

図書館長宛

図書館資料複製申請書
(国会図書館デジタル化資料送信サービス用)

調査研究に使用するため、次のとおり資料の複製を申請します。

資料名	申請日	年 月 日	
	永続的識別子 ※書誌情報欄から転記	コマ番号	枚数
	info:ndljp/pid/	～	
* 著作権法の範囲内で複製受付します。複製は図書館員が行います。		計	枚
* 提供は後日となります。		金額	円
* 国会図書館からの請求により、切取線の上部を提出する場合があります。			

切取線

申請者名

利用カード番号

連絡先 ()

職員記入欄

受付者	確認者	連絡日	連絡者	提供日
		月 日		月 日

改正後

著作権法（図書館等における複製等）（抜粋）

第三十一条

- 3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、次に掲げる行為を行うことができる。
- 一 当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。

調布市立図書館条例施行規則（抜粋）

（図書館資料の複製）

第11条 図書館は、図書館を利用する者の求めに応じ、図書館資料（館長が指定するものを除く。）の複製物を提供することができる。

- 2 前項の複製物の提供を受けようとする者は、図書館資料複製申請書（第3号様式）により申請し、館長の承認を受けなければならない。

改正前

著作権法（図書館等における複製）（抜粋）

第三十一条

- 3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等（中略）において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

調布市立図書館条例施行規則第11条

（図書館資料の複製）

第11条 図書館は、図書館を利用する者の求めに応じ、図書館資料（館長が指定するものを除く。）の複製物を提供することができる。

- 2 前項の複製物の提供を受けようとする者は、図書館資料複製申請書（第3号様式）により申請し、館長の承認を受けなければならない。